

令和8年度占冠村による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本村における障害者優先調達の一層の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、村すべての機関が発注する物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次に掲げる施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護とともに施設入所支援を行う施設）
- (5) 地域生活支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者を多数雇用している事業所（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）第1条第1項及び第2項に規定する事業所）
- (8) 在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

特に分野を限定することなく、調達に努める。

6 調達の目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の調達水準を維持または上回ることを目標とする。

7 調達の方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設からの情報をもとに各課等に対して、福祉子育て支援課が情報提供を行う。
- (2) 各課等は、障害者就労施設等への発注可能なものについて積極的に発注する。
- (3) 各課等においては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用した優先的な調達に努めるものとする。

8 調達方針及び実績の公表

- (1) 調達方針の担当課は、福祉子育て支援課とする。
- (2) 調達方針の策定又は見直しを行ったときは、速やかに公表する。
- (3) 調達実績については当該年度の終了後、速やかに福祉子育て支援課で概要を取りまとめ公表する。

9 実施期日等

この方針は、令和8年4月1日から実施し、令和9年3月31日にその効力を失うものとする。